

# 1. 工事における「競争参加資格が無い」及び「入札を無効」とした事例について

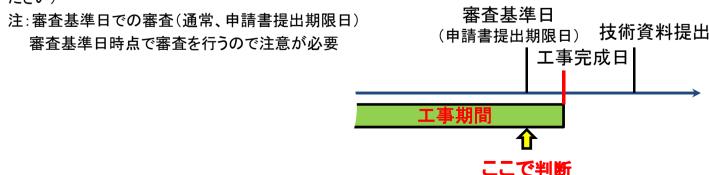
競争参加資格については、申請書の提出を求めて審査を行うこととしておりますが、記載漏れ等の初歩的なミスにより「競争参加資格が無い」とした事例が多発しています。

**発注者側が求めた最低限の記載事項等が漏れていると競争参加資格があると認めることができませんのでご注意下さい。**また、工事費内訳書の記載内容の不備等により「入札を無効」とした事例も発生しております。

下記に、申請書記載の不備等により「競争参加資格が無い」及び「入札を無効」とした事例を記載しておりますので、応札の際にはご注意願います。

### ◆競争参加資格が無いとした例

- 1. 同種工事の実績に係るもの
  - 1) 提出された元請としての同種工事の施工実績が、入札説明書に記載する同種工事の要件(工事の具体的内容や規模等)を満たしていることを確認できない。(配置予定技術者の「同種工事の経験」も同様)
- 2. 配置予定技術者に係るもの
  - 1)配置予定技術者の申請時における他工事従事状況が「無」と記載されているにも拘わらず、他工事において従事が確認された。(この場合、虚偽申請として指名停止措置をとる場合がありますので十分注意してください)





#### 3. 指名停止に係るもの

1)入札説明書に記載している「競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。」を満たしていなかった。

#### 4. 施工計画の記載に係るもの

- 1) 最新版の土木工事共通仕様書(国土交通省中国地方整備局発刊)の記載事項を満たさなかった。
  - ・施工計画に記載された出来形管理基準及び規格値が、当該工事と関係の無い工種の基準を記載していた。
  - ・施工計画に記載された出来形管理基準等の数値の単純な間違い。
  - ・古い基準を引用している。(最新の基準を確認すること)
- 2)施工計画において最低限求めた事項の記載が確認できなかった。

#### 5. 技術的所見(標準案)の記載に係るもの

- 1) 最新版の土木工事共通仕様書(国土交通省中国地方整備局発刊)の記載事項を満たさなかった。
- 2) 技術的所見(標準案)の施工計画において最低限求めた事項の記載が確認できなかった。
- 3) 技術的所見(標準案)の施工計画において記載内容が不適切であった。

#### 6. その他に係るもの

- 1) 競争参加資格確認申請書が添付されていない。
- 2) 競争参加資格確認申請書に記載された工事名称が異なる。
  - 例 (正)○○大橋下部その2工事→(誤)○○大橋下部その1工事
    - (正)○○橋補強補修工事 →(誤)△△橋補強補修工事



## ◆入札を無効とした例

- 1. 入札保証対象にもかかわらず入札保証の納付が確認できなかった。
- 2. 委任状が提出されていない代理人の した競争参加資格確認申請及び入札。 (電子入札を含む)
- 3. 工事費内訳書の記載に不備があった。 <事例>
  - ①指名通知書により指定した工種の記載が ない。
  - ②指名通知書により指定した種別が対応していない。
  - ③表紙のみ添付され、項目・金額等が記載された書類が添付されていない。
  - ④提出されたファイル内に、該当工事以外の 内訳書も添付されていた。
  - ⑤単価の記載がない。

- ⑥細別の金額を積み上げた金額と、それに 対応する種別の金額が異なっている。
- ⑦該当工事の内訳書が、2種類添付されて いた。
- ⑧発注者名の記載がない。
- (9JV名の記載がない。(単体名のみ記載)
- 4. 総合評価における提案値に係るもの
  - ①入札書に添付すべき「提案値」が添付されていない。
  - ②「提案値」が、競争参加資格確認通知書 にて通知した内容と異なる。